随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(ICTイノベーション推進室分)(令和6年10月分)

別紙3

맨	<u>思关剂(,</u>	ノロハー	サル寺を除く)一覧表(IC	ハイノ・ヘー フョン 狂え	<u> 医主刀八下</u>	<u> ተከፀተተ</u> ቦ	$\mathbf{O}\mathbf{A}\mathbf{A}$		別紙3
No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	ICTイノ ベーション 推進室	228-7264	第三期統合基盤への庁内LANシステム移行に伴うインターネット 仮想化基盤設定変更業務		3,668,500	R6.10.17	本業務は、第三期統合基盤への庁内LANシステム移行に伴い、庁内LANシステムの各サーバのIPアドレスを、第二期インターネット用デスクトップ仮想化基盤(以下「インターネット仮想化基盤」という)で参照している第二期統合基盤上のAD/メールサーバのIPアドレスから、第三期統合基盤上のAD/メールサーバのIPアドレスから、第三期統合基盤上のAD/メールサーバのIPアドレスへと設定変更を行い、引き続きインターネット仮想化基盤を運用できるようにすることを目的に、実施するものである。 当該目的を達成するために、インターネット仮想化基盤環境やシステム及びネットワーク機器の構成などを網羅的に把握している必要があり、インターネット仮想化基盤や当該機器に関する詳細な知識及び保守に係る技術が必要不可欠である。そのため、当該基盤を構築し、当該機器を導入した当該業者以外では適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適さない。仮に詳細な知識及び技術を有しない者が本業務を履行すると、設定誤りによりインターネット仮想化基盤の機能を損なう恐れがあり、ひいては庁内LANネットワークの影響が考えられ、本来のサービスが供給できなくなり、職員の業務に多大な影響を及ぼす可能性がある。以上のことにより、本業務を適正に履行できるものは、インターネット仮想化基盤を構築し、当該ネットワーク機器の保守業者であり、当該ネットワーク及びネットワーク機器に係る詳細な知識や技術等を有するNTTビジネスソリューションズ株式会社以外にないため、当該業者への随意契約を行うものである。		地方自治 法施行令第 167条の2第 1項第2号
2									
3									
4									
5									